中央市清掃業務等委託契約約款

(総則)

- 第1条 契約担当者(以下「発注者」という。)及び受託者(以下「受注者」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、共通・特記仕様書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払 うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは、発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律 第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回

答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び 受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合におい て、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、14日以内にこれを 相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、 当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務実施計画表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務実施計画表 を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画表を受理した日から3日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務実施計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (権利義務の譲渡等)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる 部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分 を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、 あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書に おいて指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限 りでない。

4 受注者は、前項の規定による承諾を得ようとするときは、発注者に対し受任者、又は下請負者の氏名、その他必要な事項を届け出るものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第7条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に任命したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を遂行するための受注者又は受注者の業務主任技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由 して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者

に到達したものとみなす。

(業務主任技術者)

- 第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う専任の業務主任技術者を定め、その 氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務主任技術者を変 更したときも、同様とする。
- 2 業務主任技術者は、この契約の履行に関し、作業中に当該現場に常駐し業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定かかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任技 術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限 の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務主任技術者等に対する措置請求)

- 第9条 発注者は、業務主任技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、 発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを 請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に 報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第11条 発注者が受注者に貸与する車両、車庫その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発 注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等に よって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第13条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と 相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる

事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行う ことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を 指示する必要があるときは、当該指示を含む)をとりまとめ、調査の終了後14日 以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通 知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた 上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、 必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなけ ればならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第14条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第16条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第15条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内 容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要がある

と認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の 続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第16条 受注者は、設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他 改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に 基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると 認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第16 条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第17条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を 完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期 間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ばしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第18条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料 を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなら ない。

(履行期間の変更方法)

- 第19条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に 通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者 に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第17 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合に あっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始 の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知する ことができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第20条 業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者 に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定 め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた 場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して 定める。

(臨機の措置)

- 第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をと らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者 は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得 ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通 知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受 注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該

措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適 当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第22条 業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第24条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(自動車損害賠償責任保険、及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(自動車損害賠償責任保険、 及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除 く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事 由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注 者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等、発注者の責めに帰すべ き事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)
- 第24条 業務完了前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、業務を一部履行した部分(以下「既履行部分」という。)又は作業現場に搬入済みの車両等に損害が生じたとき

は、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の 損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び自動車損 害賠償責任保険、設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補され た部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に 通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用 の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の既履行部分であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する業務における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、損害を受けた物品で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務の遂行に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第25条 発注者は、第6条、第12条から第18条まで、第21条、第22条、前条の規定 により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の 理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者 に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事 由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しな い場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (検査)
- 第26条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の 検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了と みなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第27条 受注者は、前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 第28条 受注者は、第26条の規定にかかわらず2箇月分の業務を完了したときは、 完了後監督員の検査を受け、委託業務の実施内容を記録し、監督員の認印を受け

なければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による検査に合格したものについて、隔月ごとに、2箇月分をまとめて翌月5日までに発注者に対して、業務を完了した部分に相応する業務委託料の10分の9以内の額の支払いを請求するものとする。ただし、発注者が請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 発注者は、前項の規定による請求が合ったときは、請求を受けた日から14日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(業務の一部履行)

第29条 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定により2箇月分の業務の完了に 先立って業務の一部を履行した部分(以下「履行部分」という。)がある場合に おいては、第26条中「業務」とあるのは「履行部分に係る業務」と読み替えて、 これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

- 第30条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、 第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条及び28条の規定に基づく支払をしなければならない

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第31条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第29条の規定による履行部分に係る業務 委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した 額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第27条第2項の規定による業務委託料の 支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法 律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率で計算した額の遅

延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 業務主任技術者を配置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目 的を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 第34条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければ ならない。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

- 第32条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納 付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が 確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。(暴力団排除措置による発注者の解除権)
- 第32条の3 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしてい ると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までの いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ るとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 第32条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

- 第33条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第32条第1項、第32条の2第1項 及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することがで きる
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第34条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能 となったときは契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるとき は、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

- 第35条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の 義務は消滅する。ただし、第29条に規定する履行部分に係る業務については、こ の限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者 が履行部分を報告した場合は、履行部分を検査の上、履行部分に相応する業務委 託料(以下「履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する履行部分委託料は、発注者と受注者が協議して定める。ただ し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注 者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第36条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第32条、第32条の2及び第32条の3の規定によるときは発注者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第37条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意 に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに 発注者に提示しなければならない。

(公正入札違約金)

- 第38条 受注者は、第32条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が 契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による業務委託料の10 分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様と する。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を 超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げる ものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第39条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第40条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第41条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。